

保護者の皆様へ

広域入所（園）に関するご意思の確認について

田尻町民生部子育て・地域福祉課長

平素は、町保育行政に、ご理解ご協力賜り心よりお礼申し上げます。

近年、町立認定こども園（２・３号認定）入園希望されるお子様が増加傾向にあることで、本町としましては当該施設の定員を増やすことで待機児童をなくすよう努めていますが、本年度につきましても、町立認定こども園（２・３号認定）への入園をお待ち頂いているお子様がいる状況となっております。

つきましては、町立認定こども園のみをご希望されると待機状態になる可能性があることから、広域入所（園）に関する意思確認をさせていただくものであります。

一人でも多くのお子様が適切な保育を実施できる環境を提供するためにも、皆様方の広域入所（園）に対するご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

記

※次のＡ、Ｂのいずれかの□に「レ」印をご記入ください。

☐Ａ：第一希望として、町立認定こども園への入園を希望します。

①または②の空欄に○をしてください。

①	入園判定の結果、「待機」の判定となった場合、他市町村にある保育施設等への広域入所（園）を依頼します。（町立認定こども園以外の保育園／認定こども園をご記入ください。） 第１希望（ ） 第２希望（ ） 第３希望（ ）
②	待機状態が継続になってもいいから、田尻町立認定こども園への入園を待ちます。 理 由 []

☐Ｂ：第一希望として、他市町にある保育園／認定こども園を希望します。

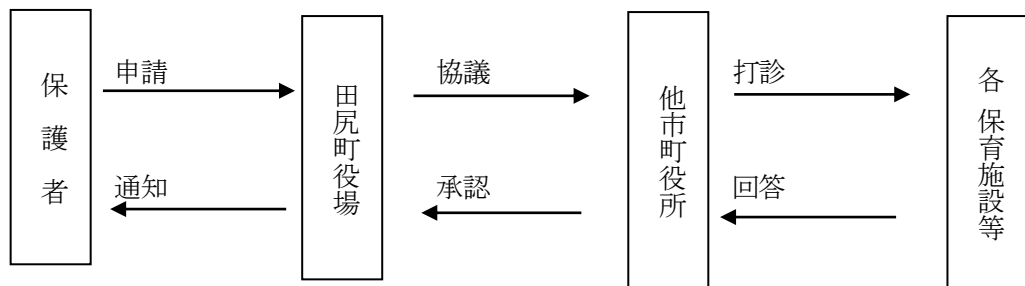
希望保育施設等名をご記入ください。 以下の保育園／認定こども園への広域入所（園）を希望します。 第１希望（ ） 第２希望（ ） 第３希望（ ）

児童氏名： (歳児)

保護者氏名：

広域入所（園）に関するご説明

他市町の保育施設等や認定こども園（公立・私立）に空きがあれば、入所（園）していただく方法です。手順としては以下のとおりとなります。



～広域入所（園）に関するQ&A～

Q 1：広域入所（園）の希望をすれば、町立認定こども園には入園できないのですか？

A 1：第一希望の保育施設等が町立認定こども園であれば、まずは町立認定こども園での受入を行う方向で判定等を行います。町立認定こども園の定員が超過した場合に広域入所（園）の手続きを行うこととなります。

Q 2：広域入所（園）希望の有無が町立認定こども園入園の判定に影響しますか？

A 2：入園の判定は保護者の就労状況や家庭状況等を基に判定いたします。広域入所（園）希望の有無が町立認定こども園の入園判定に影響することはありません。

Q 3：広域入所（園）を希望すれば、必ずどこかの保育施設等に入所（園）できますか？

A 3：他市町の保育施設等の空き状況によりますので、必ずどこかの保育施設等に入所（園）できるとのお約束はできません。ご了承ください。ただし、町内に保育施設等が1箇所しかない田尻町よりは多くの保育施設等が他市町村にはございますので、入所（園）できる可能性は「町立認定こども園のみ希望」よりは高くなると考えられます。

Q 4：広域入所（園）する場合、保育料はどうなるのですか？

A 4：広域入所（園）先の保育料は公立・私立に関わらず、町立認定こども園に入園していただく場合と同じ保育料となります。なお、延長保育料は、広域入所（園）先の保育施設等により異なります。

Q 5：入所（園）する保育施設等は選べますか？

A 5：ご希望の保育施設等があれば、その保育施設等名をご記入ください。

Q 6：一旦広域入所（園）してしまえば、もう田尻町立認定こども園には戻れないのですか？

A 6：広域入所（園）中の保育施設等を退所（園）後に町立認定こども園へ入園するという形で申請を行うことは可能です。その際は、再度新規入園の申請をしていただく必要があります。ただし、町立認定こども園の空き状況によっては入園いただけない場合があります。